

上三川町立上三川中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、「いじめはどの生徒にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての生徒が、学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- 全ての生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめの防止等の行動指針として、上三川町で採択された「上三川町いじめ撲滅子ども宣言」（別紙参照）に基づく生徒の主体的な活動を支援する。
- 学校、町、家庭、地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を組織的に克服することを目指す。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

①いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、いじめを受けた生徒の安全確保を図る。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒の背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて町や関係機関等との連携を図る。

④家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること

⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①いじめ等対策委員会

〔構成員〕 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、学習指導主任、特別活動主任、道徳主任、養護教諭、スクールカウンセラー

ただし、必要に応じて他の関係者を適宜加えることができる。

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

①いじめの防止

「いじめはどの生徒にも起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 上三川中学校区の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施（毎月第2水曜日）
- ・ あいさつ標語の作成と学校間における交換、掲示
- ・ クリスタル作戦の実施
- ・ 新入生中学校訪問の実施（体育祭・文化祭）
- ・ 中学生による入学説明会（小学校会場）
- ・ 新入生に関する情報交換会の実施（2・3月）

イ 予防としての取組の実施

- ・ いじめゼロスローガンの掲示
- ・ いじめぼうしストラップの作成（通年）
- ・ いじめゼロポスターの募集、優秀作品の掲示
- ・ いじめに関する内容を含んだ道徳授業の実施
- ・ 教職員による休み時間などの巡回強化
- ・ 学校だより、学年だより、学級だよりによる地域・保護者への情報発信

ウ 「心の教育」の充実

- ・ 生徒相互の好ましい人間関係の育成
- ・ 教師と生徒の信頼関係の確保
- ・ 福祉活動や地域清掃活動、ボランティア活動への参加による地域社会への関わりを通

- した、他者への思いやりや奉仕の精神の伸長
- エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導
 - ・生徒会を中心とした「あいさつ運動」の実施
 - ・いじめゼロ集会の実施
 - ・生徒会による「いじめ防止に関する」意見発表会の実施
- オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施
 - ・技術・家庭科での学習を中心とした、各教科での情報手段の積極的な活用と情報モラル教育
 - ・道徳「主として集団や社会との関わりに関すること」に関する指導の際に、情報社会の一員として自覚を持ち、よりよい情報社会の実現のため、ルールや法律を守り、自他の権利を尊重させる教育
 - ・特別活動「適応と成長及び健康安全」の学習の際に、情報化社会の中で社会生活上のルールやモラルや意義を考えさせることを通して、情報社会に参加する上で必要なマナーやスキルの体験的な習得
- カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等
 - ・いじめ問題への取組についてのチェックシートの実施
 - ・いじめ点検表の活用（学校用・教職員用）

②いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

- ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知
 - ・校内のスクールカウンセラーとの相談、面談申し込みについての周知（相談室だよりの発行）
 - ・校外の相談機関（栃木いのちの電話など）への相談、面談申し込みについての周知（学校だより・学年だより、等に掲載）
- イ 生活ノートを活用
 - ・学級担任の「今日の記録」の検閲と言葉添えによる生徒との信頼関係の構築と、生徒の心の変容や悩みなどの情報の収集
 - ・「相談コーナー」の活用による、学級担任以外の教職員との相談、面談の申し込み
- ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - ・「良いこと発見カード」の実施（毎週金曜）
 - ・いじめの状況を把握するためのアンケート（生活に関するアンケート）の実施（毎月）
 - ・ＱＵテストの実施（５月、１１月、１月）→教育相談
 - ・いじめの状況を把握するためのアンケート結果をもとにした教育相談の実施（５・６月・１１月・１月）
- エ ネットいじめ等についての講演会の実施と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - ・調査報告書をもとにした、誹謗中傷の書き込みや個人情報の掲載事実の確認、削除依頼
 - ・携帯電話やスマートフォンの機能や危険性についての保護者会などでの生徒、保護者への啓発
- オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施
 - ・配慮を要する生徒一覧を作成し、校内研修で生徒の実態を把握する。（４月職員研修）
 - ・「いじめに関する校内研修マニュアル」を活用した校内研修を実施する。（７月職員研修）

③いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対して

は、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者，加害者，関係生徒から事情を聴くなどして正確に事実関係を把握する。

イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを行った生徒の背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及び保護者への継続的な指導助言

ウ いじめの解決に向けた，保護者や町，関係機関・団体等との連携

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに，魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより等を活用するなどして周知を図り，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり，本町のいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして，取組内容や取組方法の改善に取り組む。